

平成28年度事業方針（案）

人口の減少、少子高齢化、東京への人口一極集中する社会は、地方の土地価格の下落を生じ、相続放棄による所有者不明土地、農地や山林の耕作・管理放棄地、空き家を生みだし土地法制を揺るがす可能性を秘めている。また、私達の業務環境を煩雑、複雑化し、事件数の減少や報酬額の低廉化等による事務所経営の悪化、制度の次代を担う土地家屋調査士試験受験者数の減少などの問題をより顕在化している。

こうした事態に対応して行くため、土地家屋調査士会は、国家資格者としての役割や会員の今日の厳しい状況を直視し、土地家屋調査士政治連盟、公共嘱託登記土地家屋調査士協会との連携のもと、我々の問題の解決に向け、各部が以下の事項に重点を置いて活動を展開する。

1. 土地家屋調査士制度の充実、発展

土地家屋調査士の理念である「不動産の表示に関する登記手続きの円滑な実施に資し不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する」ために、研修体制を充実させ、土地家屋調査士ADRや社会貢献活動等を通じ社会的信頼と認知を得、制度の充実発展と会員の事務所経営安定のため、各部が連携協力して事業を推進する。また、土地家屋調査士制度の将来を担う人材の育成に努める。

2. 土地家屋調査士業務の充実、強化

会員が、品位を保持し公平な立場で誠実に業務を行うための倫理研修を実施し、自律・自治機能を高める。また、会員の日常業務活動支援と自己研鑽のための業務研修を実施し、調査測量実施要領と表示登記事務取扱基準の的確運用と専門分野の技術の向上を図ることにより、専門資格者としての自覚、業務の充実、強化を促進する。各支部が企画する研修とも連携を図る。

3. 専門職能を活かした社会貢献活動

境界紛争解決に取り組むと共に、県下における防災・減災対策並びに災害時の応急や復旧に係わる基本協定の締結を推進し、関係機関、他士業団体とも連携する。

4. 財政基盤の確立、適正化

各部事業における適正な予算執行を行うと共に、効率的な財政運営により節減に努め、収支の均衡を図る。

5. 制度広報の充実

土地家屋調査士制度の充実、発展に向けた対外・対内広報活動を行い、専門資格者としての社会的認知の向上を図る。

平成28年度 総務部事業計画 (案)

会員に正確、迅速、丁寧に伝達できるシステム構築及び連絡網の整備、情報の共有方法についての検討を重点項目として取り組んでまいります。

昨今、一般市民の方々より寄せられる会員への苦情件数が急増してきており、充実した倫理研修会等の年間予定を出来る限り事前に情報公開し、会員の皆様に参加しやすくできるようにします。

規則第39条の2の規定による調査につきましては、今年度も調査依命を発するとの情報を得ており、積極的に調査を行ないたいと考えております。前年度は各法務局について期間を限定して行いましたが、情報を検証し、調査方法につき再検討を行ない実施します。

1. 組織体制の充実

- ・組織体制を見直し各事業の効率化を図る。
- ・支部との連携を強化し、スムーズな情報伝達と組織の強化を目指す。
- ・災害時における会員間の連絡網の整備を行なう。

2. 研修会の実施

- ・新人研修会を実施し、新入会員の資質の向上を図る。
- ・倫理研修の開催とともに充実した研修内容を検討する。
- ・綱紀委員研修会の開催を検討する。

3. 会員の執務と品位保持のための指導・連絡

- ・連絡事項の正確かつ迅速な伝達及び周知徹底を図る。
- ・倫理規程の検討と周知徹底を図る。
- ・会主催の研修会の開催日程を管理する。

4. 事務局体制の整備

- ・合理化による経費の節減、業務の効率化を図る。
- ・個人情報の管理について周知徹底する。
- ・マイナンバーに関する管理について周知徹底する。
- ・ホームページの運用について

5. 制度啓発活動

- ・無料登記相談の開催（本会県民相談室・大津市・彦根市・東近江市）
- ・会員紹介システムを構築し会員紹介センターを開設
- ・各種事務連絡協議会への参加

6. 土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定に基づく調査

平成28年度 財務部事業計画 (案)

財政面においては適切な予算の執行をこころがけ、厚生事業としては会員の福利厚生に関する事業を実施します。また、資産の運営に関する検討を進めます。

(財務関係)

1. 正確かつ適正な会計処理ならびに予算執行
2. 財政基盤の検討
3. 資産の運営に関する検討
4. 業務関係図書及び物品の購入、斡旋、領布

(厚生関係)

1. 健康診断の実施
2. 会員親睦のためのレクリエーションの実施
3. 日調連が行う各種保険、国民年金基金の加入促進
4. 近畿ブロックが主催する厚生事業への参画（ゴルフ大会当番会）

平成28年度 広報部事業計画（案）

昨年度に引き続き、土地家屋調査士制度の周知及び発展に向けた制度広報活動を行い、知名度と信頼度の向上のため、各部や関係団体との連携のもと、より効率的な広報活動に努めます。特に、土地家屋調査士に関する情報をより多くの人に知ってもらうため、ホームページの運用等について総務部と連携し検討を進め、充実に努めます。

1. 社会に向けた広報活動
 - ・土地家屋調査士制度の周知及び発展に向けた広報活動
 - ・地域社会との交流による社会貢献及び広報活動
2. 会員に向けた情報収集及び発信
 - ・WEB会報の更新
 - ・会報しがの発行
3. 各支部、各部、他機関との連携、協力
 - ・ホームページ運用についての検討
 - ・日調連、近畿ブロック、他会との連携、協力
 - ・無料相談会の開催
 - ・法務局との連携、協力
 - ・境界問題解決支援センター滋賀と制度発展広報活動の連携、協力
 - ・その他あらゆる方法での制度広報活動

平成28年度 業務部事業計画（案）

近年土地家屋調査士の実務を行う中で、事務手続きにおいての大部分がオンライン等により情報収集が容易にできるようになった一方で、現地調査・測量、本人確認及び意思確認等の業務においては、社会環境の多様化や、個人情報取り扱いの問題により、これまで以上に充実した法律・技術・制度に対する知識が求められております。

本年度は、業務に関する知識の充実を計り、円滑・適正な業務環境整備のため情報収集と研修会を開催します。

また、社会環境変化に対応していける様、行政との連携を図り、情報交換・実務提案に努めます。

事業計画

1. 基本三角点等を活用した測量に関すること
2. 93条調査報告書、調測要領の活用に関すること
3. 支部研修の充実に関すること
4. 地籍情報の活用に関すること
5. 官民境界に関すること
6. 表示登記実務研究会に関すること
7. オンライン申請に関すること
8. CPDに関すること
9. その他業務に関すること

研修計画

1. 業務研修会
2. 支部実務研修会のサポート
3. 近畿ブロック測量研修会

平成28年度 研究部事業計画（案）

本年度は、筆界特定制度、民間紛争解決手続き代理関係業務、境界確定訴訟などに関する調査研究を中心に、幅広く業務に関する法令・制度の調査研究を継続して行います。

昨年度においては研究部員それぞれに研究テーマを設定し、部内におきまして中間とりまとめを行いましたが、今年度はそれを成果としてまとめて法25条2項委員会とも共同し報告集の発行や報告会の開催といった形式で会員の皆様に還元していく予定です。

また本年度においては業務報酬・業務委託契約にかかわる事項、国土調査法19条5項指定に関する事項、さらには多くの会員からの要望をいただいておりますGIS・地理空間情報に関する事項等について主に取り上げていく予定です。

また、境界問題解決支援センター滋賀や地籍問題研究会を始めとした、研究部活動にかかわる関係機関との連携強化をすすめていきます。

最後に、本年度も引き続き近畿ブロック研修部会の構成員として、新人研修や特別研修等の運営に協力していきます。

1. 筆界特定制度（筆界調査委員）、境界確定訴訟に関する研究
2. 報酬に関する研究
3. その他業務に関する法令・制度に関する研究
4. 特別研修受講推進
5. 地籍問題研究会における部員の派遣、報告
6. 近畿ブロック研修部会への参画

平成28年度 社会事業部事業計画（案）

土地家屋調査士制度が広く市民に理解され地域社会に貢献できるよう、公共嘱託登記土地家屋調査士協会や土地家屋調査士政治連盟、その他関係団体との連携を強化し、制度の周知活動ならびに社会貢献活動に取り組んでいきたいと考えております。また、空家等対策の推進に関する特別措置法における各市町の取り組みについて、土地家屋調査士の積極的な活用を引き続き推進していきます。

1. 関係各機関との連携による対外研究会等の開催
2. 防災及び減災対策についての調査・研究、並びに協定の締結推進
3. 空き家等対策についての調査・研究、並びに調査士の活用推進
4. 専門職能を活かした社会貢献活動の実施
5. 調査士制度を取り巻く諸課題の調査・研究

平成28年度 土地境界鑑定委員会事業計画（案）

今年度も境界についての知識向上に寄与していきたいと考えております。つきましては、土地境界の知識向上を図るべく、研修会を実施します。

1. 境界鑑定知識向上のための研修会の開催

平成28年度 法25条2項委員会事業計画（案）

本年度につきましても、昨年度大津歴史博物館において開催させていただきました「公図・地籍図に関する実地研修会」について県内にて会場を変え開催を予定しております。

また昨年度においては積み残す形となりました滋賀に関する地域慣習をまとめた資料集発刊に向けて編集委員会の立ち上げを予定しております。

なお編集につきましても引き続き古関大樹学術顧問にも学術的な立場からアドバイスをいただくなどご協力いただく予定をしております。

すでに発刊されている他会の事例や、県内各自治体で発行されてきました地図に関する資料集も参考に刊行までのスケジュールを想定しますとおおよそ4年程度必要になるかと思われまます。単年度で終結はできませんが、一年ごとに可能な限り進捗目標を設定し、ロスなく事業が遂行できるよう進めて参ります。併せまして会員の皆様にも多年の業務にて蓄積されてきました地域慣習についての資料・情報等の積極的なご提供もどうぞ宜しくお願い致します。

なお、昨年度の法25条2項委員会における調査研究成果につきましても、その成果報告や関連する研修会の開催を県下各支部、勉強会等々の小グループ単位においてご要望がございましたら積極的に講師派遣をさせていただきます。講師派遣に関する詳細は随時本会までお問い合わせをお願い致します。

最後に、日調連研究所では「土地家屋調査士業務に係る土地法制に関する研究」に関する事項として特に近畿ブロックを重点地域に指定し研究を展開するとの方針を明らかにされております。近畿ブロック他会と比べましても当会の経験・実績は先駆的なものでありますので、そのポテンシャルを生かし積極的に貢献していきます。

平成28年度 境界問題解決支援センター滋賀事業計画（案）

センター開設10年の節目となるにあたり、ADRによる紛争解決の魅力を市民の皆さま、会員の皆さまに感じていただけるよう、各機関と「つながり」、多方面へ「ひろがり」、当事者に「よりそう」活動を進めていきます。

昨年度より調停手続費用の一部を無料化しておりますが、より皆様に安心して利用いただくため、無料の枠を相談手続にまで拡大し、会員の皆さまが信頼して託せるセンターとして、さらなる業務の質の向上に努めます。

1. 「確かな専門性」「豊かな人間性」を兼ね備えた人材の育成
 - ・研修会の実施

2. 利用者の声を起点とした業務品質の向上
 - ・事例検討会の実施
 - ・プロセスの再確認

3. 成長し続ける組織提携の構築
 - ・認定土地家屋調査士によるセンター利用の促進
 - ・対外広報と対内広報の継続

4. 実践と研究の調和
 - ・事案の分析研究

5. 連携、情報交換等「つながり」の推進
 - ・筆界特定制度とADRとの効果的な連携に向けて法務局と協議を継続
 - ・他団体との連携、情報交換の実施
 - ・各種会議、学会等へ参加。ADRに対する課題の共有と連携を強化
 - ・アウトリーチ（市民への積極的な働きかけ）の実践